

各高齢者福祉施設等管理者 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を踏まえた高齢者施設・介護サービス事業所の対応について
(通知)

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく「緊急事態宣言」が全都道府県に対して発せられ、昨日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において施設の使用制限の協力要請等が決定いたしました。

これを受け、本県の高齢者施設や介護サービス事業所におきましては、下記のとおり対応くださいますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、支援を続けていく必要があることから、適切な感染拡大防止対策を講じた上で、事業の継続をお願いします。

○施設・訪問サービス等 継続（特措法の対象外）

○通所・短期入所サービス 継続（今般の特措法の対象）

2 適切な感染拡大防止対策

高齢者施設等を運営する事業者につきましては、これまで発出された福島県保健福祉部長通知や国の事務連絡をもとに、感染拡大防止等の更なる徹底についてお願いします。

(1) 福島県保健福祉部長通知の再確認（主要通知）

① 2 生福第 4 2 0 号「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応例等について」（令和 2 年 4 月 1 7 日）

・新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（施設用・通所ショート用） 等

② 2 生福第 7 6 号「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の更なる徹底について」（令和 2 年 4 月 2 日）

- ・新型コロナウイルスの侵入を遮断するため施設の取組方針の再徹底
- ・取組内容の再確認（追加含む）、職員全員への周知・徹底 等

③ 元生福第 6 7 0 7 号「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 3 月 1 9 日）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する対応事例
- ・感染拡大防止対策に関する国の通知等の再確認

（2）これまで国から発出された感染拡大防止等に関する厚労省事務連絡の再確認

3 御留意いただく事項

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等には、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期入所サービスを提供する事業所に対し、期間を定めて使用制限の協力を要請する場合があります。

また、今後の状況により、事業の縮小や休業せざるを得ない場合には、代替サービスの検討を行うなど居宅介護事業所や市町村等と連携し、必要なサービスの確保に努めていただきますようお願いいたします。